

熊谷市立荒川中学校

いじめ防止対策基本方針

はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な発達及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。「いじめはどの生徒・どの学校にも起こりうる」「いじめは絶対に許されないものである」「いじめは卑怯な行為である」という認識のもと、全教職員がそれぞれの役割と責任を自覚し、教育活動にあたらねばならない。本校では、関連法令に則り、すべての生徒が一人の人間として尊重され、充実した学校生活を送り、健やかな成長を実現するために、以下のような基本方針を策定した。

第 1 章 いじめ防止に関する本校の考え方

1. 基本理念
2. いじめの定義
3. いじめの禁止
4. いじめ防止のための組織
5. 年間計画

第 2 章 いじめの未然防止

1. 基本的な考え方
2. いじめ防止のための措置
3. いじめ防止に関する具体的な取組

第 3 章 いじめの早期発見

1. 基本的な考え方
2. いじめの早期発見のための措置

第 4 章 いじめの組織対応

1. いじめ防止のための組織的な取組
2. いじめが起こった場合の組織的対応の流れ
3. 教育委員会、警察、地域等の関係機関との連携

更新履歴

平成 26 年 3 月起

平成 30 年 8 月改訂

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

1. 基本理念

- いじめは全ての生徒に関係する問題であることを認識し、全ての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外問わずいじめがなくなることを目指すことを旨とする。
- いじめの防止等の対策は、全ての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが生徒の心身に及ぼす影響や、その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨とする。
- いじめを受けた生徒の生命及び身体を守ることを最優先とし、学校・地域・家庭・その他関係諸機関の連携のもと、いじめの問題を克服することを目指す。
- 全教職員・保護者・地域住民・関係機関との連携のもと、学校全体で一丸となって、いじめ防止及び早期発見・早期対応に努める。
- 行動連携のもと、生徒との好ましい人間関係を構築するとともに、いじめは絶対に許さないという毅然とした姿勢を示す。

2. いじめの定義

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) 具体的ないじめの様態（例）

- 理由もなくいじわるなことをされる。
- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれや無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、本人にとって誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

(3) いじめに対する教員の基本姿勢

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形成的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つこととする。たとえいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該生徒の表情や様子をきめ細かく観察したり、「いじめアンケート」等により情報を収集する等して確認することとする。特に、けんかやふざけ合いであっても見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を十分に行い判断する必要がある。

(4) 教員の基本姿勢における共通理解

- いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こりうるものである。
- いじめは人権侵害であり、人として決して許されない行為である。
- いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- いじめは、いじめられている側にも問題があるという見解は間違っている。
- いじめはその行為の様態により、暴行、恐喝、強要等の刑罰規則に抵触するものである。
- いじめは、教職員の生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりを持っている。
- いじめは、学校・家庭・地域社会等全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき課題である。

3. いじめの禁止

熊谷市立荒川中学校の生徒は、いじめを行ってはならない。

4. いじめ防止のための組織

- (1) 名称 いじめ防止対策推進委員会
- (2) 構成員 校長、教頭、教務主任、学年主任、生徒指導主任、教育相談主任、養護教諭
ほほえみ相談員、スクールカウンセラー、PTA会長、PTA副会長
学校評議委員、民生委員、北部サポートセンター
〔調査班〕 学年主任、担任、養護教諭、ほほえみ相談員
〔対応班〕 学年主任、担任、副担任、(生徒指導主任、教育相談主任)
- (3) 役割
- ① 学校いじめ防止基本方針の策定
 - ② いじめの未然防止
 - ③ いじめの対応
 - ④ 教職員の資質向上のための校内研修
 - ⑤ 年間計画の企画と実施
 - ⑥ 年間計画のチェック
 - ⑦ 各取組の有効性の検証
 - ⑧ 学校いじめ防止基本方針の見直し
 - ⑨ 緊急対応

5. 年間計画

平素からいじめの未然防止の大切さについて共通理解を図るため、全教職員・生徒・保護者に対して「いじめ防止」のための取組を以下のように組織的に行う。

	月	場	内 容	対 象
前期	4月	職員会議	年間計画の確認	教職員
			学校の「いじめ」に対する基本方針の説明	保護者
後期			1年間の「いじめ」に関する報告	保護者
その他	毎月	全校集会	校長による道德の訓話	生徒
	毎週	道德授業	他人を尊重することを含めた道德授業	生徒
	未定	研修会	いじめや人権に関する研修	教職員
		前後期人権週間	5月 11月	生徒
		前後期人権集会	5月 11月	生徒
		いじめ防止対策推進委員会	各学年の状況や「いじめ」に関する報告等	構成員
	未定	講演会	人権に関する講演	生徒
	随時	学年会	各学級の実態の把握と共有	学年職員
随時	カウンセラー相談	スクールカウンセラーからの報告	教職員	

第2章 いじめの未然防止

1. 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科等、学年・学級活動、学校行事等においてそれぞれの特質に応じ総合的に推進することが必要である。これらの活動を通して、生徒が他者の傷みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身に付け、対等で豊かな人間関係を築けるように、全教職員は目的意識を持って日々取り組まなければならない。つまりは当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。

2. いじめの未然防止のための措置

(1) いじめについての共通理解

いじめの様態や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点等について、職員会議や校内研修で周知を図り、平素から教職員全体の共通理解を図る。また、生徒に対しても集会やホームルーム、学年・学級活動等で適宜いじめ問題について触れ、「いじめは絶対に許されることではない」との雰囲気为学校全体に醸成していく。

(2) いじめに向かわない態度・能力の育成

人権教育や学校行事の充実、読書活動や体験活動等の推進により、生徒の社会性を育む機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。また、自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していける力や自分の行動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力等、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。

(3) 教職員の指導上の注意

いじめ加害の背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていること踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感等が生まれやすいよう、一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりを進めていく。また学年や学級、部活動等の人間関係を把握して、一人一人が活躍できる集団づくりを進めていく。ストレスを感じた場合でも、それを他人にぶつけるのではなく適切に対処できる力を育む。

なお、教職員の不適切な認識や言動が、生徒を傷つけたり、生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。

3. いじめ防止に関する具体的な取組

○いじめの未然防止

(1) いじめを生まない環境づくり

- ・学級経営を基盤とし、力量の向上を図りながら、公平・公正な分担による当番活動、積極的な係・委員会での活動を通して生徒同士が信頼関係を築けるよう努める。
- ・清掃の充実や教師の気づきのもと、きれいで整った教室環境を維持する。
- ・学校行事を有効活用し、生徒の特性の違いを前提に取り組み、認め合える関係を築く。
- ・「わかる授業」実現に努力し、生徒の充実感を高めるとともに、学び合い学習を積極的に取り入れ、生徒どうしの自己有用感や信頼関係の高まりを図る。

(2) 道徳教育の充実

- ・人権に関する題材を取り上げ、適宜道徳科の授業を実施する。
- ・5月と11月の二度の人権週間では、学年ごとにいじめに関する統一した題材を設定し、共通理解のもとに道徳科の授業をより充実させる。
- ・道徳科の時間以外にも教科の授業や校長講話、外部講師の講話等を意識して道徳的内容と関連づけて指導できるようにする。

(3) 生徒が主体となった取組

- ・生徒会本部が主体となり、いじめ撲滅を宣言し、生徒一人一人の取組を実施する。
- ・人権週間を中心に、生徒個人が「わたしのいじめ撲滅宣言」等を作成し、意識を高める。

(4) 携帯電話・スマートフォン（以下スマホ）等の適切な使用

- ・LINE等のソーシャルメディアの使い方について学校として計画的に指導する。
- ・携帯・スマホの使用について、意識調査や実態調査を実施、結果を周知する。
- ・保護者に対してスマホの使用方法等について情報提供するとともに、「熊谷市スマートフォン4つの実践」を活用し、家庭での指導を支援する広報活動を推進する。

①携帯・スマホを持たせないという方針をとる家庭を学校として支持する。

②携帯・スマホを持たせる場合は保護者の責任のもと、家庭でのルール決め等を必ず行い、大人が手本となって指導していくことへの理解を促す。

○いじめに対する措置

生徒からいじめの相談を受けた段階、あるいは、いじめがあることが確認された段階では、すでに深刻な状況にあるとの認識に立ち、確認された場合だけでなく、疑いがある場合においても、いじめ対策委員会を中心に迅速かつ組織的に対応する。

(1) 緊急での職員会議を実施

- ・問題の明確化、指導方針の決定、役割分担の決定。

(2) いじめられた生徒に対して

- ・身体の安全、学習環境を確保する。（最後まで守り通すこと、秘密を守ることを伝える）
- ・安心して話す、相談できる環境をつくり、事実確認を行う。
- ・速やかに家庭に連絡し、家庭訪問等で保護者に相談し、事実関係・対応を伝え、保護者の心情等を聞き今後の対応を考える。
- ・必要に応じ関係機関等を紹介する。

(3) いじめた生徒に対して

- ・人権を尊重して事実確認を行う。
- ・「めざす生徒像」に則り指導を行う。（いじめは絶対に許さないという毅然とした態度）
- ・速やかに家庭に連絡し、直接保護者に会って事実関係、指導方針を伝え、今後の対応をともに考える。
- ・情報を共有し、生活や家庭での背景等にも目を向けて指導する。
- ・場合によっては別室指導、出席停止等の措置を講ずる。

(4) 指導について

- ・学校は保護者の心情を推し量り、誠意をもって対応する。
- ・学校は保護者に学校の解決策を伝え、協力を働きかけ、信頼関係を築いて対応する。
- ・学校は関係諸機関の役割を理解し、連携を図って取り組む。
- ・いじめ解消後についても注意観察を継続し、加害者・被害者双方の生徒及び保護者に対し、助言や支援を行う。
- ・周囲の生徒についても、該当事案に対して自分の立場から考えさせ、傍観者から当事者としての意識に転換できるよう指導や学級での話し合い等を行う。

第3章 いじめの早期発見

1. 基本的な考え方

いじめは「大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりする等、気づきにくく判断しにくい形で行われるという認識」の上に立つ。たとえささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知するよう努める。また、日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に生徒の情報交換を行い、情報を共有する。

2. いじめの早期発見のための措置

○早期発見・早期対応にむけて

(1) 教員による生徒の観察

- ・朝の読書時間前や休み時間、放課後等、各学年の教員がフロアに常にいるようにし、生徒の変化の兆候を逃さないようにする。
- ・担任は生活ノートや日々の学級での生活から生徒の心理状態や変化に気づけるよう感覚を磨くことに努める。特に清掃や給食等の時間に不当に扱われる生徒がいないか注視する。
- ・授業に出る教員間で連絡を密にし、気づいたことを担任・主任・生徒指導担当で共有する。

(2) アンケート調査の実施

- ・いじめについてのアンケートを毎月中旬に実施し、実態を把握する。
- ・いじめの兆候を認知した時は速やかに担任と複数の教員で当該生徒に実態を聞き対応する。

(3) 保護者・地域との連携

- ・生徒や保護者の悩みを積極的に受け止められているか、適切に機能しているか等、定期的に体制を点検し、カウンセラーや教育支援教員の利用について広く周知させることにより、生徒及び保護者、教職員がいじめに関して相談できる体制を整備する。
- ・家庭訪問、教育相談を通して担任と保護者がよく話し合い、情報を共有する。定められた日程以外でも必要に応じ保護者との相談を設定する。
- ・地域の住民の方や民生委員の方等からの情報提供があった場合は、対策委員会のメンバーおよび担任が速やかに情報を共有し対応する。

(4) 教育相談等で得た生徒の個人情報については、対外的な取扱いの方針を明確にし、適切に扱うものとする。

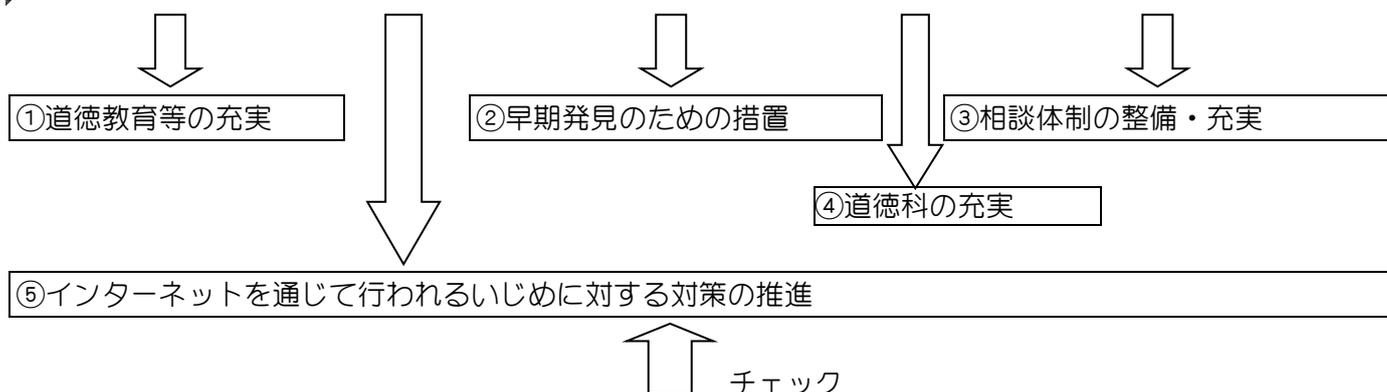
第4章 いじめの組織対応

1. いじめ防止のための組織的な取組

☆ 常に「事あれば、先生方はすぐ動いてくれる」という安心感を！

心豊かな生徒

「時・場・礼」の基本的習慣を身に付け、
集団生活の中で、心豊かな人間性や社会性を発揮できる生徒



【いじめ防止対策推進委員会】

校長、教頭、教務主任、学年主任、生徒指導主任、教育相談主任、養護教諭、ほほえみ相談員、
スクールカウンセラー、PTA会長、PTA副会長、学校評議委員、民生委員、北部サポートセンター

- ① 道徳教育の充実（体験的活動の充実）
 - ・ 体験的活動やS S Tの活用による授業の実施
 - ・ 特別活動、総合的な学習の時間を中心に、ねらいを体系化した体験的活動
 - ・ 「朝の読書活動」の実施
- ② 早期発見のための措置（学年・学級経営の充実）
 - ・ 生徒指導マニュアル（いじめ防止対応マニュアル）の活用・実践
 - ・ 差別やいじめを許さない人間関係づくり
 - ・ 学習規律および生活習慣の確立
- ③ 相談体制の整備・充実
 - ・ 教育相談期間（三者面談・二者面談等）の整備・充実
 - ・ ほほえみ相談室の充実
 - ・ スクールカウンセラーの活用
 - ・ 個別支援計画による指導の充実
- ④ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進（情報モラル教育の充実）
 - ・ 「熊谷の子どもたちは、これができます！『4つの実践』と『3減運動』」の推進
 - ・ 熊谷市保護者の「スマートフォン『4つの実践』」
 - ・ 家庭や地域との連携
 - ・ 保幼小との連携
 - ・ 道徳科の授業を要とし、技術科の授業等を中心とした情報モラルに関する指導の充実

3. 教育委員会、警察、地域等の関係機関との連携

(1) 教育委員会との連携について

学校において重篤ないじめを把握した場合には、学校で抱え込むことなく、速やかに熊谷市教育委員会へ報告し、問題の解決に向けて指導助言等の必要な支援を受け、解決が困難な事案については、必要に応じて警察等の関係機関や弁護士等の専門家を交えて対策を協議し早期の解決を目指す。

(2) 出席停止の措置について

いじめにより生徒の心身の安全が保証されない等の恐れがある場合には、いじめ防止対策委員会において、出席停止等の懲戒処分の措置を検討する。出席停止の制度は、本人の懲戒という観点からだけでなく、学校の秩序を維持し、他の生徒の教育を受ける権利を保障するという観点からも設けることがある。

(3) 警察との連携について

学校でのいじめが暴力行為や恐喝等、犯罪と認められる事案に関しては、早期に所轄の警察署や少年サポートセンターに相談し連携して対応する。ただし生徒の生命や身体の安全が脅かされる場合には直ちに通報する場合がある。